

計画主体名	北海道 興部町		
計画期間	H24 ～ H28	総事業費（交付金）	267,000 千円（133,500 千円）
実施期間	H24 ～ H26		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の趣旨に従い、地域農業の発展と振興を目指し地域の活性化に寄与することを目標としていることから適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画の区域は興部町農業振興地域整備計画区域としており、計画策定にあたり「第5期興部町総合計画」及び「興部町農業農村振興計画」との整合性を保つなど、関係計画・関係施策との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本計画は農業関係者及び地域住民の要望を基調としたものであり、関係者との十分な協議に基づくものである。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	女性を限定した機会は設けていないが、本計画策定に当たり地域住民の要望等を聞く機会に女性も参加しているのでそこで意見等を聞いている。
事業の推進体制は確立されているか	○	計画及び事業実施主体である町が、事業推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業により地域農業の経営の安定をはかり、定住人口の減少抑制を図ることを目的としていることから、目標及び事業活用活性化目標と事業内容の整合性が確立されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施期間を3か年とし、計画期間については整備後、直ちに効果の発現が考えづらい営農飲雑用水施設であるため、計画期間を5か年とするのが適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費267,000千円×交付限度額1/2=133,500千円で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	現在実施中、又は完了した事業を交付対象とした事業はない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	ろ過設備、水質計器、沈殿設備12年、薬品注入設備、消毒設備7年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）であり、全て耐用年数5年以上の基準を満たしている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記分析で興部町豊野浄水場の算定効果は1.20となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は営農飲雑用水施設であり、事業主体は興部町、対象地域は過疎地域自立促進特別措置法に規程する過疎地域であり、実施要領別表1の事業メニュー19営農飲雑用水施設に該当し、別表2による要件分類14の示す要件をみたしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は興部町であり、施設は事業実施主体である興部町の所有となる。又、施設は営農飲雑用水施設であるため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は全て豊野地区活性化区域内にいる93人が対象である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事の価格積算要領、施設機械積算要領及び北海道の営繕工事積算等を使用し、積算をしているので、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	事前に事業計画の段階で類似施設等を参考にし、機械、計装設備に関して十分比較検討を行い、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設は交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存施設への追加整備であるため、現在の設置されている場所が適正と考えている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	○	既存施設への追加整備のため、新たな用地確保は必要ない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものと		

なっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	起債計画に関し十分検討、調整を行っており、起債充当等の見通しがっている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	当町では町内の産業活性化のため、地元業者を指名し、指名競争入札をおこなっている。本事業における入札についても指名競争入札について適正に行う予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	事業実施主体が策定している維持管理計画により適正な施設管理を行うとともに、施設更新に必要な資金も検討中であるが具体的な内容は今後詰めていく考えである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	事業主体である興部町で水道利用料を徴取する。今回整備する営農飲雑用水施設についての収支計画を策定している。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他事業との合体施工等ではないため該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他事業への重複申請はないため該当なし。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。